別表五の一の付表一の記載要領等第１号②中「当該連結子法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第15条の２第１項に」を「第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に」に改め、同第四号を次のように改める。

４　当該事業年度又は連結事業年度が平成22年９月30日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、「前期までの適格分割型分割により引継ぎをした最終利益積立金額（前期の（⑭＋⑯））」⑭、「当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ最終利益積立金額（(2)＋期首から分割までの(3))×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合」⑯、「前期までの適格分割型分割により引継ぎをした既修正額（前期の（⑲＋㉑））」⑲及び「当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ既修正額（(5)＋期首から分割までの（(6)＋(8)））×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合」㉑の各欄は、それぞれ「当期首までの適格分割型分割により引継ぎをした最終利益積立金額（前期の平成22年改正前別表五の二（一）付表二「14」＋「22」）」⑭、「平成22年10月１日以後の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ最終利益積立金額（(2)＋期首から分割までの(3))×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合」⑯、「当期首までの適格分割型分割により引継ぎをした既修正額（前期の平成22年改正前別表五の二（一）付表二「18」＋「23」）」⑲及び「平成22年10月１日以後の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ既修正額（(5)＋期首から分割までの（(6)＋(8)））×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合」㉑として記載すること。

別表六㈠の表中「当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「26」）」を「当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「24」）」に、「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」に、

分割前事業年度等の欠損金の損金算入額
組合等損失額の損金不算入額（別表九㈣「６」）
組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九㈣「９」）

を

被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額
組合等損失額の損金不算入額（別表九㈡「６」）
組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九㈡「９」）

に、「納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「10」－「13」－「15」－「17」）」を「納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「10」－「13」－「15」）」に、

貸倒引当金の戻入額
連結法人間取引の損益の加算調整額

25			
26			

を

貸倒引当金の戻入額	25		
	26		

に、

貸倒引当金の繰入額	35		
連結法人間取引の損益の減算調整額	36		

を

貸倒引当金の

繰入額	35		
	36		

に改め、同表の記載要領等第１号中「平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第69条（外国税額の控除）又は平成21年改正法」を「平成21年法律第13号）」に、「若しくは第66条の９の７」を「又は第66条の９の７」に改め、同第11号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）(3)」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）(3)」」に改め、同第11号中「「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額　(5)」」を「「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額　(5)」」に、「第112条第13項」を「第112条第10項」に、「分割前事業年度等の欠損金の損金算入）」を「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入）」に改め、同第四号中「「12」から「14」まで」を「「⑫」から「⑭」まで」に、「「納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「10」－「13」－「15」－「17」）⑫」」を「「納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「10」－「13」－「15」）⑫」」に改める。

別表六(一の一)の表を次のように改める。